



令和 4 年 2 月 1 日

## 団体各位

東京地方税理士会  
会長 北島則行



### 「にせ税理士防止月間」実施に伴う税理士法の遵守方について（お願い）

立春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、当会の事業活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、税理士及び税理士法人は他人の求めに応じ、租税に係る申告、申請、請求及び不服申立て等に関して行う「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」を業務として（有償・無償を問わず、税理士法で税理士の独占業務と定められています。別紙「税理士法抜粋」をご参照ください。）、税務官公署との協調のもとに、納税者の良き理解者として適正・公平な納税義務の遂行に努め、申告納税制度の推進と発展に寄与しているところであります。

当税理士会といたしましては、2月16日から3月15日までの確定申告期間、東京国税局管内における当会区域内（神奈川県及び山梨県）において、標記の「にせ税理士防止月間」を設定することといたしました。

この防止月間は、税理士法（昭和26年に施行）の周知徹底を図り、善良な納税者に不測の損害をもたらす「にせ税理士」を排除するほか、税理士会会員においても関係諸法規を厳守し、綱紀を保持するとともに、税理士制度について国民の理解が得られるよう各施策を実施するものであります。

つきましては、貴団体におかれましても当該事業活動の趣旨を十分にご理解いただき、税理士法の遵守方についてご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、貴団体会員各位への周知方につきましてもご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

添付書類：税理士法抜粋